

認知症介護基礎研修eラーニングの受講の流れ

ステップ1 申込み・入金

事業所

事業所コードを既に
取得している場合

事業所コードをまだ
取得していない場合
(受講が初めての事業所)

事業所コードを取得

事業所:受講料請求書発行依頼¹を提出(FAX)
1 センターホームページから様式をダウンロードする
実施主体(介護労働安定センター):払込票送付

事業所(又は 受講者):支払い

実施主体(介護労働安定センター):入金確認済のメール

ステップ2 登録 (受講料支払い後!!)

事業所:事業所コードを受講者へ配布する

受講者:本登録(仮登録後、自動で本登録 URL が来る)

事業所 受講者:「会員情報登録完了のお知らせ」の
メール(自動)にてログインIDが届く **2**

2 注意!!

ログインIDが表示されたメールが届きますが
この段階では まだ受講開始できません!!

実施主体(介護労働安定センター):受講許可する(手動)

『受講料支払い・入金』を事務局が確認した後、5日程度

事業所 受講者:「受講開始のお知らせ」のメールが届く(自動)

受講開始できます

受講者は、受講修了後、必ず修了証書を印刷してください

事業所は、修了の管理を行ってください

:事業所
:実施主体(介護労働安定センター)
:受講者

令和8年度 愛媛県認知症介護基礎研修 開催要項

1 目的

介護保険施設・事業所等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という）に従事する介護職員等に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得するための研修を実施することにより、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることを目的とします。

2 実施主体

公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部（愛媛県認知症介護実践研修実施機関）

3 受講対象者

以下の要件（１）（２）をともに満たす者

- （１）愛媛県内に所在地のある介護保険施設、居宅介護サービス事業所、地域密着型サービス事業所等に従事する 介護職員等
- （２）介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者¹

¹ 新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した職員は採用後1年間の猶予期間が設けられています。

4 受講受付期間

令和8年度分の受付は、令和8年4月1日から**令和9年2月5日**までです。

受講期間は令和9年3月1日までです。

受講期間を過ぎて未修了の場合はID月削除されますので、余裕をもってお申し込みください。

5 研修の方法

- （１）社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター（以下 仙台センター）が管理するeラーニングシステムを使用します。
- （２）「eラーニング」とは、インターネット上に掲載された講義動画や確認テスト等の学習コンテンツを受講者が視聴等して学習する仕組みです。パソコン、タブ

レット端末、スマートフォンで受講期間終了まで24時間いつでも受講可能です。

(1) 仙台センターのシステムは日本語能力N4レベル(JLPT)程度の「やさしい日本語」に切り替えることもできます。また、ベトナム語、英語、インドネシア語、中国語、ビルマ語、タガログ語、ネパール語の補助テキストがあります(講義動画や確認テストが外国語に対応しているわけではありません)。

(2) 受講にあたり以下の条件を全て満たしている必要があります。

ア 必要環境: HTML5 対応ブラウザ及び Javascript が有効になっていること

イ 対応端末: 上記環境を満たしたパソコン・各種タブレット端末・スマートフォン

ウ 対応ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari(いずれも最新版)

6 受講料

(1) 受講料は1人あたり3,000 円(税込)です。

(2) 受講料は介護労働安定センターが発行する「請求書」に基づきお支払いください。

(3) 「請求書」や支払いの詳細については、(別紙1)4ページ(3)受講料のお支払いをご覧ください。

7 受講料の返金等について

(1) 受講料振込後の返金には応じられません。

(2) 3月2日に「受講未修了」の場合は、ログインIDが削除されます。この場合、受講を希望される場合は、次年度(令和9年度)再度申しいただき、受講料をお支払いいただく必要があります。

8 修了証明書について

(1) すべてのコンテンツを視聴しすべての確認テストを終了すれば、eラーニングシステム上から受講者ご自身で修了証明書を発行できます。

(2) 修了証明書はPDFファイルです。パソコン等に保存し印刷も可能です。

(3) 研修終了直後でなくても修了証明書は発行できます。後日修了証明書が必要となった場合は、再度ログインし、修了証明書発行画面に進んでください。(表示・保存するための有効期限のようなものは現状特段ありません。)

9 その他注意事項

(1) 「受講登録」で登録するメールアドレスは受講用のIDに紐づくものですので、使

- い回しはできません。また、受講用のIDやパスワードもその受講者の方専用のものなので、使い回しはできません。
- (2) 一連の申し込み手続きが完了しますと、登録したメールアドレスに受講用のIDが届きます。そのメールが届いた日から起算して原則14日以内に受講を修了してください。
 - (3) 申込みから修了証書の発行・受領に至るまで、介護労働安定センター、仙台センターの指示に従い手続き等を行ってください。
 - (4) 替え玉受験をはじめとした不正行為があった場合、その後当該施設・事業所からの申込は一切受けません。
 - (5) IDとパスワードが分からなくなった場合は、トップページ
(<https://kiso-elearning.jp/>) から、「ID・パスを忘れた時はここから」へアクセスしお手続きをしてください(介護労働安定センターでお調べしたり、再発行したりすることはできません)。
 - (6) お振込みから受講可能となるまで、応募状況によっては10日前後かかります。あらかじめご了承ください。
 - (7) **事業所責任者は、受講希望者が実施期間内(令和8年4月1日~令和9年3月1日)に受講を終えるよう受講者管理を必ず行ってください。当センターから未修了のお知らせをすることはございません。**

10 本研修に関するお問合せ先

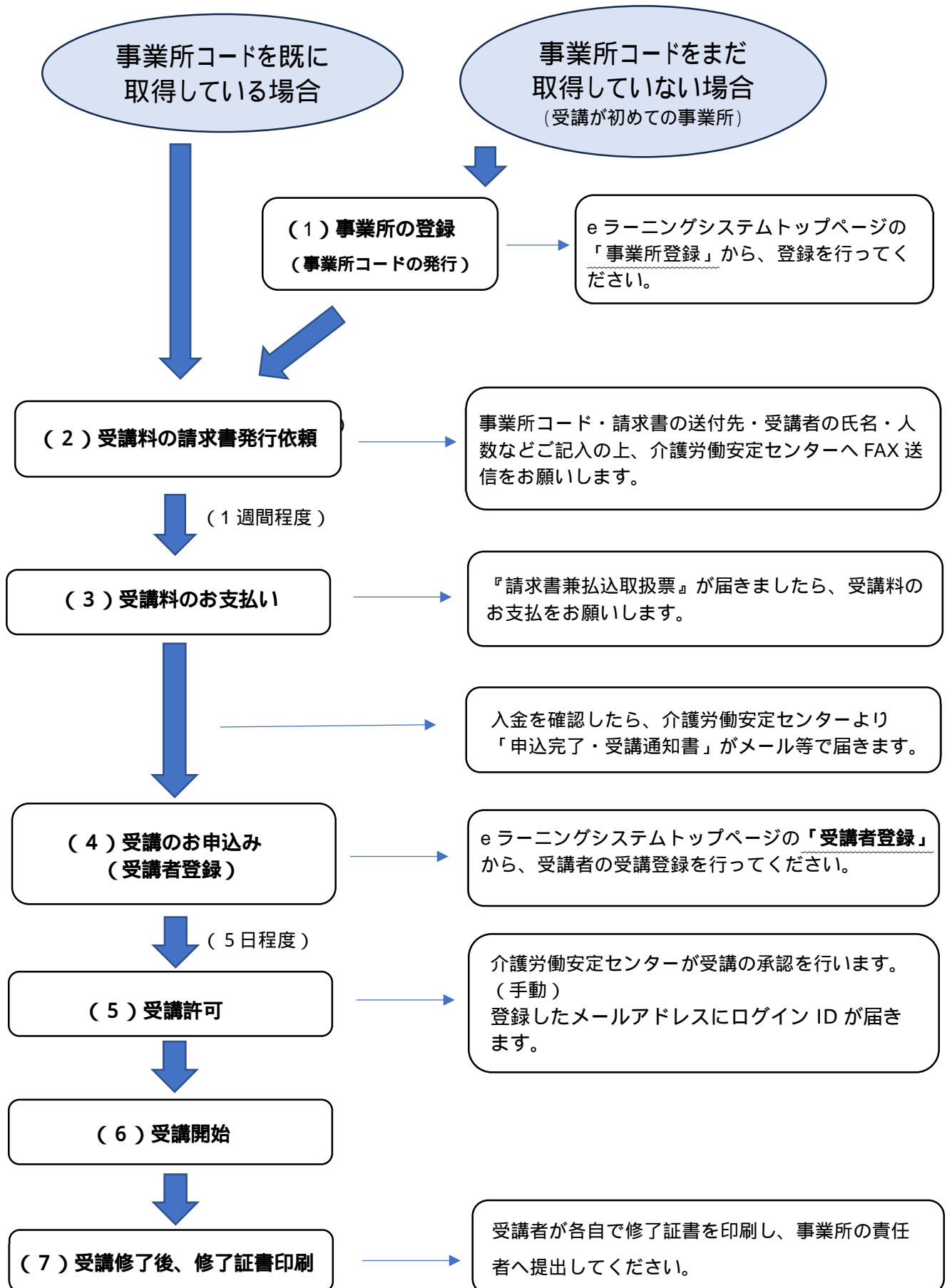
公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部

担当： 向井、松友、山藤

電話：089-921-1461

(別紙1) 受講申込の流れ (事業所が行うこと(1)~(3))

【重要】「開催要項」を必ずご確認ください。



(1) 事業所の登録【事業所の責任者がおこないます。】

事業所の登録は受講者本人ではなく、事業所の責任者が行います(受講者が行うことはできません)。以下の手順に沿って事業所登録を行ってください。

【事業所の登録手順】

- ア 専用サイトトップページ (<https://kiso-elearning.jp/>) へアクセスし、ホームページ下部にある「事業所登録」をクリックしてください。
- イ 必要事項を入力して「確認画面へ進む」をクリックしてください。自治体名は「愛媛県」を選択してください。その他、介護保険事業所番号や事業所の代表メールアドレス等を入力していきます。
- ウ 入力完了後、システム上で承認されると、上記で登録したメールアドレスに「事業所コード」が届きます。
- エ 「事業所コード」の発行は初回のみ必要です(受講申込の都度発行するものではありません)。
「事業所コード」が分からなくなった場合は、
トップページ (<https://kiso-elearning.jp/>) から「事業所コード・事業所名を忘れた時はここから」へアクセスしお手続きをしてください(介護労働センターでお調べしたり再発行したりすることはできません)。
- オ 「事業所名」は、「受講者登録」の際に正確に入力する必要があります。受講者の方に「事業所コード」登録時に入力したとおりの事業所名を正確にお伝えください。

(2) 受講料の請求書依頼をFAXする(様式第1号)

事業所名、事業所コード((1)ウで届いたもの)、事業所担当者名、請求書の送付先、受講希望者の氏名など必要事項をご記入の上、介護労働安定センター愛媛支部までFAXをお送りください。

なお、請求書がお手元に届くまで、FAX送信日から営業日で7日程度かかりますのでご了承ください。

(様式第1号)

(公財) 介護労働安定センター愛媛支部 あて

FAX 089-921-1477

・令和8年度 受講受付：令和9年2月5日 まで 受講締切：令和9年3月1日 厳守

・令和9年3月2日に未修了の場合にはIDが削除されますので、受講開始及び修了証の発行等の受講管理は、事業所担当者が責任をもって行ってください。

・当センターから受講状況及び未修了等についてご連絡することはありません

令和8年度 認知症介護基礎研修 eラーニング受講料 請求書発行依頼 (FAX)

標記研修受講者の氏名を下記のとおり、連絡いたします。

令和 年 月 日

研 修 名	令和8年度 認知症介護基礎研修 eラーニング									
指 定 事 業 所 名 称										
事 業 所 コ ー ド	D	C	T	-						
代 表 電 話 番 号	()	-						
担 当 者 電 話 番 号	()	-						
担 当 者 部 署 ・ お 名 前										
「請求書兼払込取扱票」送付先住所・宛名(法人名又は事業所名)	送付先住所	〒 ※受講者宛てには直送できません								
	宛名									

発行された事業所コード
をご記入ください。

・ご入金確認後、10日前後で「申込完了・受講通知書」をメールにてお送りします

< 受 講 者 一 覧 >

	受講者氏名(漢字、又はアルファベット)	受講者氏名(フリガナ)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

受講申込(受講登録)の際の氏名と同じものをご記入ください。

振込金額合計 名分 × 3,000円 = 0円 自動計算

・お振込みの金額は、1名につき、3,000円であることをご確認ください
・10名以上の場合は右下の部分に1/2ページ、2/2ページなど、分かるように記入しお送りください

1 / 1 ページ

(3) 受講料のお支払い

・請求書は三井住友カード(株)より、「請求書兼払込取扱票」が送付されますので、払込票をご利用の上、受講料のお支払いをお願い致します。振込手数料はお振込人様のご負担とさせていただきます。

・領収書は、金融機関等の払込票をもってかえさせていただきます。

振込期限を過ぎた場合は、コンビニでの支払いができなくなりますので、銀行または郵便局でのお支払いをお願いいたします。

【本研修に関するお問合せ先】

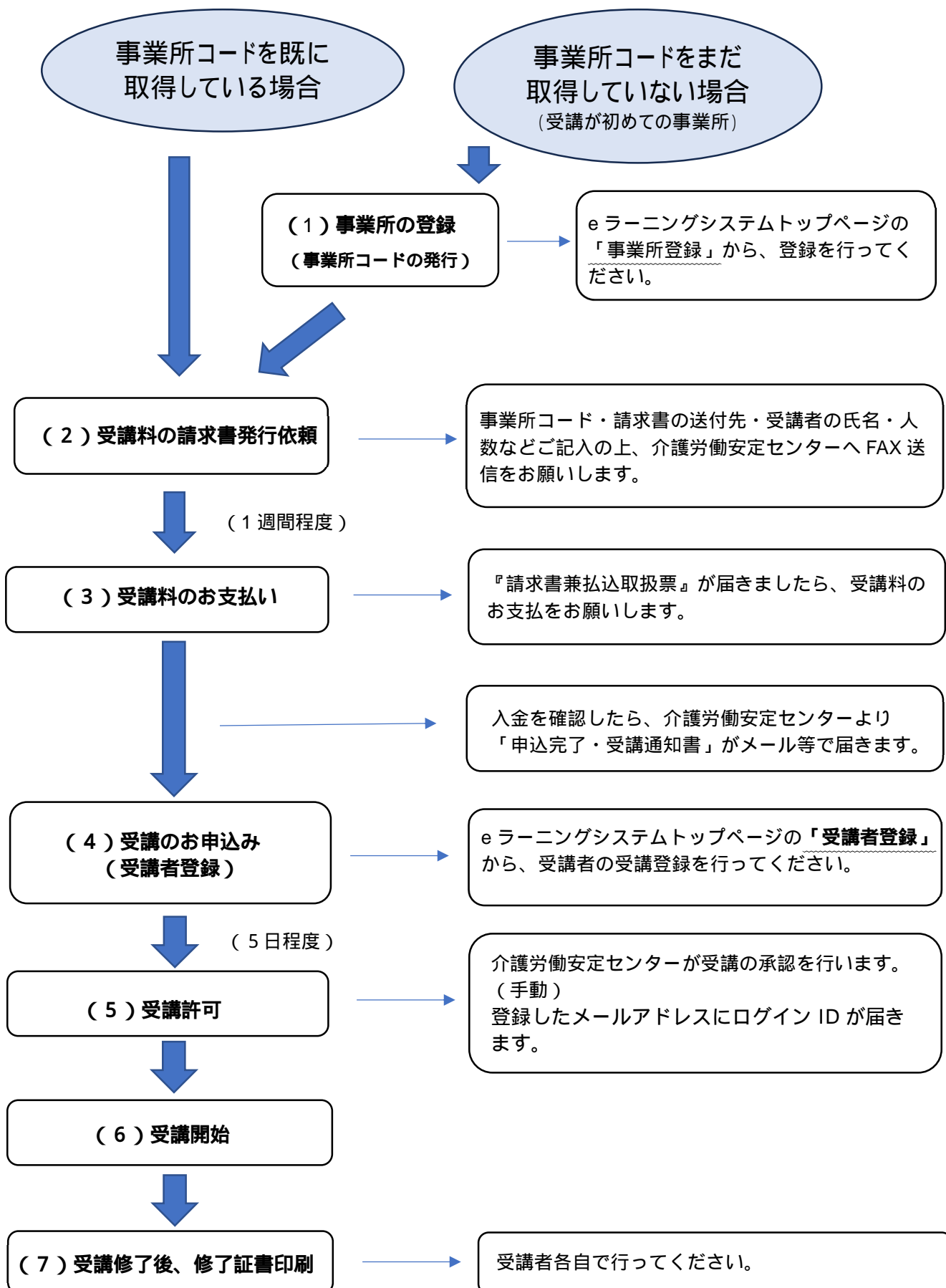
公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部

担当： 向井、松友、山藤

電話： 089-921-1461

(別紙2) 受講申込の流れ (受講者が行うこと(4)~(7))

【重要】「開催要項」を必ずご確認ください。



(4) 「受講のお申込み(受講者登録)」の手続き **【受講者本人がおこないます。】**

「(3) 受講料のお支払い」のとおり、受講料のお振込みが完了しているか、確認してください。

受講者は「事業所コード」を事業所の責任者等から受け取ってください。

(<https://kiso-elearning.jp/>へアクセスし「**受講者登録**」をクリックします。

「**メールアドレスの仮登録**」³を行い、「**確認メール送信**」をクリックします。⁴

3 必ずご自身のみが利用するメールアドレスを登録してください。1つのメールアドレスで複数人を登録することはできません。法人の代表メールアドレスとの重複登録も不可です。

4 「**受講申込はこちら**」の右上から「**操作マニュアル(認知症介護基礎研修受講者用)**」がダウンロードできますのでご活用ください。

上記で登録したメールアドレスにメール、件名「**【認知症介護基礎研修 eラーニング】受講申請 本登録のご案内**」が届きます。その中のURLにアクセスし、名前や生年月日、パスワード(ご自身で設定、管理ください)、「事業所コード」などを入力し、本登録を行って下さい。

(注) 本来であれば「(3) 受講料のお支払い」 「(4) 受講のお申込み(個人登録)」という順番ですが、誤って受講料の支払い前に eラーニングシステムへ登録してしまった場合は、速やかに「(3) 受講料のお支払い」のとおり支払い手続きを進めてください。(この場合「(4) 受講のお申込み(個人登録)」の作業をやり直す必要はありません。)

(5) 受講許可 **センターが手動で行います**

受講料の支払いが完了しているかを介護労働安定センターが確認したのち、システム上で承認を行います。(土日祝日を挟む場合は、介護労働安定センターでの対応は翌営業日になりますので、あらかじめご了承ください。)

本登録完了後、件名が「**【認知症介護基礎研修eラーニング】受講許可のお知らせ および 受講料お支払いのお願い**」⁵というメールが届きます。このメールが来たということは、**ログインするために必要なIDが発行された、受講料の支払いが確認されたという2点を意味しています。**⁵

5 ア 本メールの本文には「入金の確認できましたら研修を開始することができます」という記載がありますが、仙台センターのシステム上から

自動送信されるメールのためこのような内容となっています。実際にはこのメールが届いた時点で、受講料のお振込みは確認できております。再度、お振込みされないようご注意ください。

- イ 本メールは、事業所メールアドレスと受講生のメールアドレスの両方に送信されます。

件名が「【認知症介護基礎研修eラーニング】受講開始のお知らせ」というメールが届きます。実際に受講開始ができるのは本メールの受信後となります。

本メールは、受講生のメールアドレスにのみ届きます。

(6) 受講開始

(<https://kiso-elearning.jp/>)へアクセスし、(5)で発行されたIDとご自身で設定したパスワードを使いログインしてください。

「Mypage」に進み「研修をはじめる」をクリックすると受講を開始できます。

受講できる状態になりましたら、そこから起算し14日以内に原則受講修了してください。特に今年度の受講受付の締切日(令和9年2月5日)、ないしその近くで申し込んだ方については受講期間以内(令和9年3月1日まで)の受講修了を厳守してください。

受講修了後は、各自で修了証書を発行してください。

(7) 修了証書について

全てのコンテンツを視聴し、全ての確認テストを終了後、システム上から修了証書を発行できます。

ア 修了証書はPDFファイルです。パソコン等に保存し印刷も可能です。

イ 研修修了直後でなくても修了証書の発行はできます。後日修了証書が必要になった場合は再度ログインし、修了証書の発行画面へ進んでください。(表示・保存するための有効期限のようなものは現状特段ありません。)

(8) その他

申込みから修了証書の発行・受領に至るまで、介護労働安定センター、仙台センターの指示に従い手続き等を行ってください。

替え玉受験をはじめとした不正行為があった場合、その後当該施設・事業所からの申込は一切受け付けません。

IDとパスワードが分からなくなった場合は、
トップページ (<https://kiso-elearning.jp/>) から、「ID・パスワードを忘れた時はここから」へアクセスしお手続きをしてください (介護労働安定センターでお調べしたり再発行したりすることはできません)。

お振込みから受講可能となるまで、申込状況等によっては10日前後かかります。
あらかじめご了承ください。

【本研修に関するお問合せ先】

公益財団法人 介護労働安定センター愛媛支部

担当： 向井、松友、山藤

電話： 089-921-1461